

第3次環境基本計画策定に向けた概要について

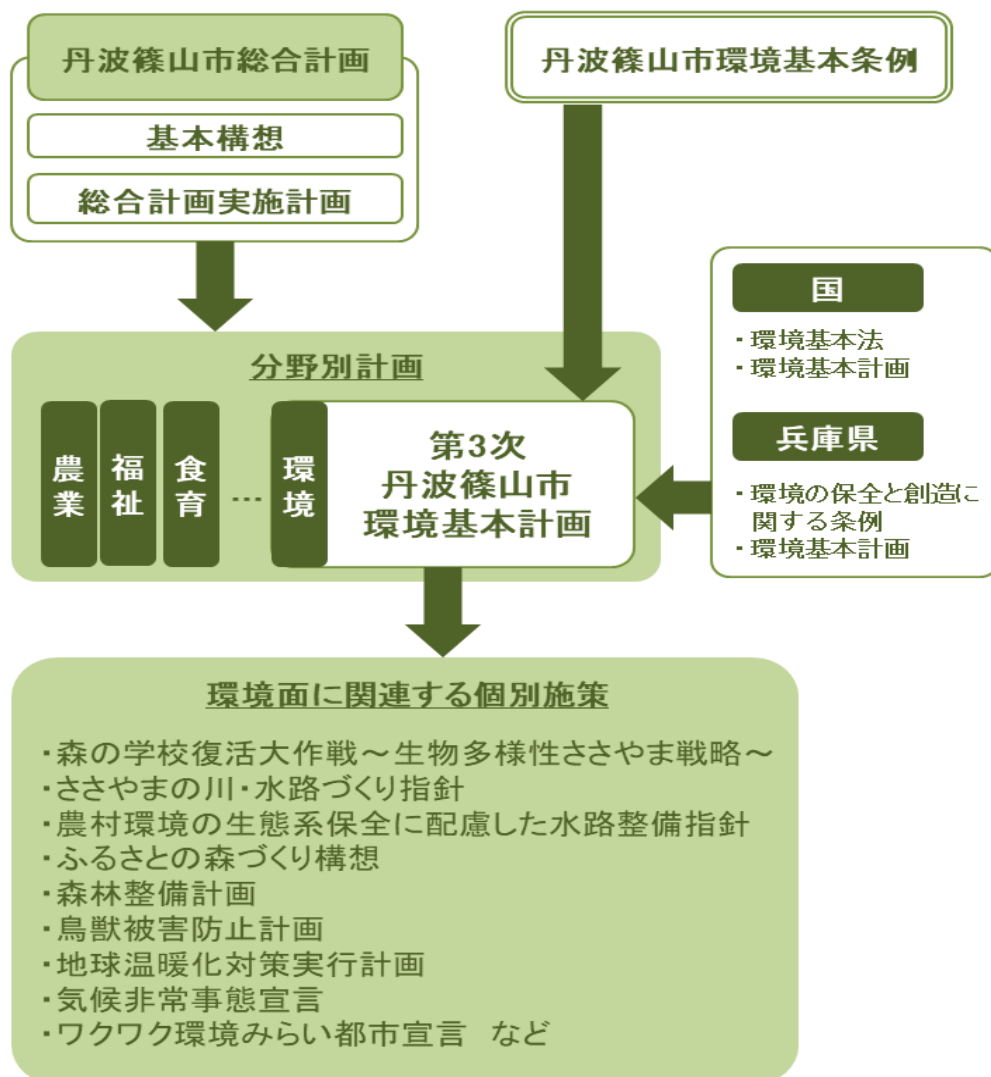
丹波篠山市は、平成22年に「環境基本計画(第1次計画)」を策定し、市の目指す環境の将来像と基本目標を「源流のまち篠山～命をはぐくむ豊かな森と水を未来につなぐ～」として、自然環境の再生や保全などに積極的に取り組んできました。

そして、第1次計画期間中の社会的背景の変化を踏まえ、丹波篠山市がこれからも持続可能なまちであるために、環境政策の立場から考えるべきこと、実行すべきことを定めるため、令和2年に『環境を「守る」、まちづくりに「活かす』』を理念とした第2次計画を策定しました。

第2次計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)までとなっているため、第3次計画の策定に向けた取り組みを令和6年度から進めています。



1. 環境基本計画の位置付け



2. 環境基本計画の役割

環境基本計画は環境行政のマスタープランであるため、第3次計画についてもこれまで同様、市全体のめざすまちづくりの方向性を示した「丹波篠山市総合計画」と連携します。

また、市が策定する個別計画のうち環境に関する事項はこの計画を基本とし、施策や事業も環境基本計画との連携・整合を図りつつ進めていきます。

3. 計画の期間

地球温暖化対策、生物多様性戦略、国連の持続可能な開発目標(SDGs)などは、2030(令和12)年度を区切りとしています。また、第3次総合計画の計画期間は、2021(令和3)年度～2030(令和12)年度となっています。

第3次計画の期間は、市総合計画との整合性や国等の環境施策の動向を踏まえつつ、2035年度(令和17年度)までの10年とします。

計画名		H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
丹波篠山市環境基本計画		第1次		第2次					第3次										
丹波篠山市総合計画	基本構想	第2次			第3次					第4次				第5次					
	基本計画	第2次(後期)			第3次(前期)					第3次(後期)				第4次(前期)					
環境基本計画(国)		第5次					第6次					第7次							
兵庫県環境基本計画		第5次					第6次					第7次							

4. 第3次環境基本計画策定までの流れ

(1)環境審議会への諮問

環境基本計画に関する事項については、市環境基本条例第17条第2項第1号において環境審議会で審議するものとされているため、令和6年度第2回審議会において、第3次計画の策定について環境審議会に市長から諮問書手交を行いました。

(2)環境審議会における検討

第3次計画の内容について、ワークショップや意見交換により令和6年度から検討を進めています。第2回審議会から、骨子素案について審議・意見交換を行う予定です。

(3)庁内体制

環境基本計画庁内推進会議において、関係する環境施策の進捗状況の確認や意見交換など関係部局と連携して策定をすすめます。

(4)環境審議会から市長への答申

環境審議会での検討結果について、9月下旬を目途に市長への答申を予定しています。

第3次環境基本計画 策定スケジュール

年度	時期	審議会等	主な内容
令和7年度	5月30日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・令和6年度環境報告 ・令和7年度環境施策事業説明について
	6月18日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画(骨子素案)について ・意見交換
	7月下旬	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画(案)について ・意見交換
	8月下旬	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)について ・意見交換
	9月下旬	市長へ答申	
	1月中旬 ～ 2月中旬	パブリック コメント	公表の日から起算して30日以上(パブリックコメント手続条例第6条)
	3月上旬	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・令和7年度環境施策事業の実施状況報告 ・令和8年度環境施策事業の方針説明
	3月中旬	公表	計画策定、公表
令和8年度	4月～		第3次計画の推進